

いわき市地域防災計画（各編）の修正について

1 地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減することをもって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的に市の防災会議が作成する計画である。

2 修正を行うには

いわき市防災会議条例第2条に基づき、「いわき市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること」として、いわき市防災会議で修正（案）について議決が必要。
なお、事前に市執行部の災害対策本部員会議にて、修正（案）の合意形成を図る。

3 今回の修正について

国・県の動向や、制度・各基準の改定などを踏まえながら、次のとおり、改正を実施するもの。

- **地震津波対策編 第5章「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」の新設（次頁を参照）**
- 地震津波対策編（第5章以外）、風水害対策編及び事故対策編は、国の防災基本計画及び福島県地域防災計画の改正を反映。
- 原子力災害対策編は、国の防災基本計画及び福島県地域防災計画の改正に加え、福島県地域防災計画で使用する文言への統一に係る改正を実施。

いわき市地域防災計画 各編

地震・津波災害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧・復興計画
- **第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画**

新設
↓

風水害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧・復興計画

事故対策編

- | | |
|-----------------|-------------|
| ● 第1章 総則 | ● 第5章 道路災害 |
| ● 第2章 災害予防 | ● 第6章 危険物災害 |
| ● 第3章 災害応急対策 | ● 第7章 大規模火災 |
| ● 第4章 災害復旧・復興計画 | ● 第8章 林野火災 |

原子力災害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧・復興計画

● 修正対象箇所

いわき市地域防災計画（各編）の修正について

4 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」について

(1) 経過

本市は、令和4年9月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、特措法）」に基づき、**特に著しい津波災害が生じるおそれがある津波避難対策特別強化地域**に指定された。これにより、特措法にもとづき、「**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画**」を**市地域防災計画に定めるように努めなければならない**こととなった。

(2) 推進計画とは

地震・津波防災上、自治体として取組むソフト対策事業と併せ緊急に整備すべき施設等の整備に関する基本事項を定めるもの。

(3) 推進計画として追加した基本的な事項

基本的な事項については、特措法及び防災対策推進基本計画に基づき下記の通り作成。
推進計画の内容については、国が示す推進計画作成の手引きや福島県地域防災計画を参考としつつ、本市の実情に即した内容に調整して作成。

- 第1節 総則（推進計画の目的）
- 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項
- 第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
- 第6節 防災訓練に関する事項
- 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- 第8節 **津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項**

(4) 津波避難対策緊急事業計画

推進計画に基づき、防災上必要な施設整備事業について、国同意を得たうえで作成するもの。
令和8年度以降に、必要な事業について、位置づけを図る。

日本海溝・千島海溝地震対策の体系

国、自治体、民間事業者等が必要な計画を作成し、これに基づき、地震防災対策を推進する

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進基本計画【国：中央防災会議】

- ・ 地震防災対策の基本的方針及び基本的な施策
- ・ 基本的な施策の具体的な目標及びその達成の期間
- ・ **推進計画**の基本となるべき事項
- ・ **対策計画**の基本となるべき事項

